

BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針等の見直しについて (案)

令和5年7月
消費・安全局動物衛生課

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)については、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。)第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) 今般、国際獣疫事務局(以下「OIE」という。)総会において、BSEに係る国際基準(以下「コード」という。)の改正が採択されたところ。
- (3) 本改正により、BSEに関するOIEステータスの維持に必要なサーバランスに関する基準が見直された他、BSEの「無視できるリスク」の国における疫学関連家畜の範囲が見直されたことから、我が国のBSEに関する関係省令及び防疫指針について所要の変更を行うこととしたい。

2 変更の方針(案)

コードの改正を踏まえ、以下のとおり改正することとしたい。

- (1) 家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症特別措置法施行規則については、これまで設けられていた死亡した牛の届出月齢及び検査対象となる月齢の制限を、コードの改正に沿って撤廃する
- (2) BSEに関する防疫指針については、以下のとおり変更す

ることとする。

- ①BSE サーベイランスの対象となる牛の区分を見直す
 - ②BSE の患畜と同居、かつ、同じ飼料を給餌されていた牛については、今後は BSE の疑似患畜としない
- (3) なお、本改正において、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。）に基づき定められた牛海綿状脳症対策基本計画については、見直さないこととしたい。

3 今後のスケジュール

- (1) プリオン病小委員会において、BSE に関する関係省令及び防疫指針の見直しの方針について議論。
- (2) 都道府県への意見照会及びパブリックコメントを実施。
- (3) (1) 及び (2) の結果を家畜衛生部会に報告し、諮問について答申を得た後、速やかに当該関係省令及び防疫指針を変更（9月上旬目途）。